

1 策定の趣旨

学校部活動は、学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有している。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

国のガイドラインによれば、県の方針を参考に、市町村が活動方針を策定し、さらに、これらの方針に則り、各学校が活動方針を定めることとされている。そのため、水戸市立千波中学校部活動に係る活動方針は、本校において、水戸市教育施策大綱の具現化に向け、全ての生徒にとって望ましい運動・スポーツ環境、芸術文化等の活動を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的に応じた多様な形で実施されることを目指し策定するものとする。

2 方針

- 部活動を通して、千波佳人の育成に努める。
 - ・異年齢との交流を通して、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係の構築を図る。
 - ・努力を継続する強い意志や、目標に向かって計画的に取り組む姿勢を育む。
 - ・挨拶やマナー・モラル、ルールを大切にできる態度を涵養する。

3 活動時間

- 学期中・長期休業中とも、1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日（学期中の祝日や振替休業日、週末を含む）は3時間を上限とする。
 - ※ 活動時間には準備、片付け、移動時間を含まない。
 - ※ 朝の活動は行わない。
 - ※ 1週間の活動時間の合計は、11時間を上限とする。
 - ※ 活動場所の状況（グラウンドやコート等のコンディションなど）や自然環境（雷雨、突風など）の影響により、活動を中止したり、時間を変更したり、下校させたりする場合がある。

4 休養日の設定

- 学期中・長期休業中とも週当たり3日以上とする。
 - ※ 平日2日以上、休日（土・日曜日）1日以上を休養日とする。
 - ※ 学期中、平日の月曜日・木曜日は学力充実デーとし、休養日とする。
 - ※ 週末の大会等への参加により、土・日曜日に連続で活動した場合、休養日を休日に振り替える。
- 長期休業中は、1週間以上の長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ※ 夏季休業中 8月12日～ 8月15日と各部が設定した前後3日間

※ 冬季休業中 12月26日～ 1月 5日

ただし、大会等がある場合は、前後に設定し、連続して1週間以上の休養期間とする。

- 定期テスト前2日間及びテスト1日目の計3日間、実力テスト前1日間は休養日とする。
- 期末事務期間は休養日とする。

5 学校単位で参加する大会等

- 大会等参加について、総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とする。
- 各種コンクールは1か月当たり1大会を目安とする。

6 熱中症事故の防止

- グラウンドや体育館、武道場、教室など活動場所の暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、または活動場所の気温が35℃以上の場合、原則運動を行わない。

7 部活動数の精選・適正化

- 茨城県教育委員会の「茨城県部活動の運営方針」に則り、部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問制により交代で指導する原則を徹底する。

※ 3年間連続で、自チームのみで活動できなかった場合は、翌年新入部員はとらず、現在いる部員の引退をもって廃部とする。

例) サッカー部(令和5年度7月より合同チーム)・・・令和8年度7月まで合同チームであった場合は、令和9年度から新入部員をとらない。

女子バスケット部(令和6年度7月より合同チーム)・・・令和9年度7月まで合同チームであった場合は、令和10年度から新入部員をとらない。

※ 個人種目のある競技(武道、テニス、卓球)でも、3年連続で団体戦に出場できない場合は、翌年から新入部員をとらず、その時に在籍する部員の引退をもって廃部とする。ただし、個人戦については特設部として出場するか協議する。

例) 女子柔道部(令和6年度7月より在籍1名)・・・令和9年度7月まで個人戦のみの出場となった場合は、令和10年度から新入部員をとらない。

8 その他

- 以下の年間の活動計画、月ごとの活動計画・実績を作成し、ホームページに掲載する。
 - ※ 年間の活動計画(平日・休日における活動日・休養日の設定、参加予定大会について)
 - ※ 月ごとの活動計画(活動日時・場所、休養日、大会参加日時等の予定について)
 - ※ 月ごとの活動実績(活動日時・場所、休養日、大会参加日時等について)
- 部活動運営組織については、年度ごとに別に定める。(部活動主任、部活動顧問・指導者、後援会)
- 部活動運営についての詳細は、年度ごとに別に定める。(全体・部活動ごと)
なお、部活動保護者会を年1回以上開催し、部活動運営について保護者に広く周知する。